

令和 8 年 2 月 1 9



秦野市議会議長
相 原 學 様

市民創和会 八尋 伸二
福森 真司
小山田良弘
横溝 泰世
阿蘇 佳一
大野 祐司

秦野市議会基本条例第 1 9 条及び秦野市議会議員政治倫理
規程第 3 条に違反する疑いがある事件の調査請求について

1 請求の理由

秦野市長選挙期間中の令和 8 年 1 月 2 3 日、中村知也議員自身が登録するソーシャルネットワークサービス(以下、「SNS」という。)において、市民創和会所属の大塚毅議員の実名を挙げ、推測を前提とした動機や倫理性に踏み込んだ断罪的評価が含まれている点について、政策論争の範囲を超え、議員間の人格的対立と受け止められ得る内容を拡散させました。

この行為は、秦野市議会基本条例(以下「条例」という。)第 1 9 条(政治倫理)及び秦野市議会議員政治倫理規程(以下「規程」という。)第 3 条(政治倫理基準)第 6 号に違反する疑いがあるため、次のとおり秦野市議会議員政治倫理審査会を設置し調査するよう、規程第 4 条により請求します。

2 調査対象者

中村知也議員

3 規程に違反する疑いがあり、調査を求める事項

- (1) 事実関係の確認
- (2) 条例及び規定との整合性の検証
- (3) 表現の自由と均衡整理
- (4) SNS 発信に関する指針検証
- (5) 再発防止策の確認

4 添付資料

別添のとおり